

現職教育資料

- ◇ はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1 特別支援教育への転換・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 小・中学校における校内支援体制・・・・・・・・ 2
- 3 指導の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◇ おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6



特別支援教育の推進に向けて

～小・中学校の通常の学級における支援の在り方～



◇はじめに

文部科学省が学校教育法をはじめ関連する法律の一部改正を行ったことにより、平成19年4月から「特殊教育」が「特別支援教育」に改められる。特別支援教育の推進に向けて、基本的な考え方や小・中学校における体制作り、通常の学級での支援の在り方などを紹介する。

このような「一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育」という特別支援教育の考え方は、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒の確かな学力の向上や、豊かな心の育成につながるものであり、発達障害のある児童生徒を通常の学級のなかで共に育てていくと考えることが前提である。

1 特別支援教育への転換

(1) 特別支援教育の考え方

これまでの「特殊教育」では障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級などの特別な場できめ細かく手厚い教育を行い、成果を上げてきた。しかし、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒に対する教育的対応は必ずしも十分ではなかった。

これからは、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒も含め、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることとなる。

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

(2) 学校教育法等の一部改正

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、学校教育法第6章特別支援教育にかかわる部分が以下のように改正された。

①学校教育法 第71条関係

71条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

71条の3 特別支援学校においては、第71条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第75条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

<新設>

「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」(H15.3)より抜粋

71条の改正により、盲・聾・養護学校の制度を弾力化し、設置者の判断により、複数の障害種別を教育の対象とすることができる特別支援学校制度が創設された。

県では、この改正を踏まえ、知的障害養護学校である栃木養護学校に肢体不自由教育の機能を併せ持たせることとした。

また、71条の3が新設されたことにより、特別支援学校は地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒への支援を行うことが規定された。

県立の盲・聾・養護学校14校ではセンター化推進事業を実施しており、市町教育委員会の要請を受けて、小・中学校に在籍する障害のある児童生徒の指導方法等について助言したり、障害のある幼児とその保護者に対する教育相談を数多く行っている。

②学校教育法 第75条関係

- 一 項 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。 <新設>
- 二 項 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 1～5 省略
- 6 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

一 項が新たに加えられたことにより、学校全体で「教育上特別の支援を必要とする児童、生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う」ことが規定された。

また、二 項では「特殊学級」の名称が「特別支援学級」に変更されたので、各学校では文書

等に用いる文言を確認する必要がある。

2 小・中学校における校内支援体制

(1) 管理職として心がけたいこと

小・中学校において特別支援教育を進めていくためには、通常の学級に在籍する発達障害児への支援や特別支援学級、通級指導教室での指導を含め、児童生徒に必要な指導を全校で取り組み、チームで支援する体制を構築することが重要である。

具体的には校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーターという）の指名、個別の指導計画の作成があげられる。本県の整備状況は以下のようになっている。（平成18年9月1日現在）

項目 校種	校内委員会の 設置	コーディネーターの 指名	個別の指導計 画の作成
小学校	99.8%	100.0%	87.4%
中学校	99.4%	99.4%	77.1%

（平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果から）

この調査結果をみると、ほとんどの学校において校内委員会が設置され、教員の中からコーディネーターが指名されているが、個別の指導計画については、作成をしていない学校が2割程度ある。

今後、管理職の理解と指導の下に校内委員会とコーディネーターを十分機能させ、個別の指導計画の作成・活用を図りながら児童生徒への支援を具体化することが大切である。

そのためには、校長が作成する学校経営方針に特別支援教育についての基本的な考え方を示したり、先進的な取り組みをしている学校の事例を参考にしながら自校化を図ったりすることが必要である。

また、コーディネーターや担任に任せきりにせず、管理職が率先して次に示すような取り組みを行い、特別支援教育の推進に心がけたい。

- 校内の話し合える雰囲気作り
- 機能的な校務分掌作り
- 教員の指導力の向上
- 外部機関との連絡、調整 等

なお、学校が児童生徒の特別な支援の必要性に気づいても、保護者が同意しない場合があるが、このような際には、校内でできる支援を行いながら保護者の理解が得られるように働きかけたり、支援の過程のなかで医療機関への受診を勧めたりするなど、継続的に働きかけることが重要である。

(2) 校内委員会

校内委員会は、担任を支え、チームで総合的・計画的に発達障害児を支援するための組織である。

具体的には、以下のような活動があげられる。

- 児童生徒の実態把握
- 指導内容、方法、支援体制の検討
- 個別の指導計画の作成、評価、改善
- 保護者や関係機関との連携
- 校内研修の計画、実施 等

校内委員会の構成員としては、校長、教頭、教務主任、コーディネーター、当該児童生徒担任、児童指導主任・生徒指導主事、学年主任、学習指導主任、教育相談担当、養護教諭、保健主事、特別支援学級担任、通級指導教室担当、スクールカウンセラーなどが考えられる。

管理職はこの中から必要な教職員をもって校内委員会を構成し、十分に機能するよう指導することが大切である。

また、学校種や学校規模に応じて、校内委員会を二重構造にすることも有効である。その場合、校内委員会は学校全体で共通理解を図る場として位置づけ、その下に、学年や学年ブロック（低・中・高学年）等を基礎とする小規模のチームを位置づける。

校内委員会では、学校の支援方針と年間計画を示し、学年等のチームでの支援状況を定期的に確認する。

小規模のチームは日常的に支援方法を検討したり、個別の指導計画をこまめに書き換えたりするなどの活動を行うことになる。

(3) 特別支援教育コーディネーター

コーディネーターは、校内委員会の企画・運営、担任への支援、保護者に対する学校の窓口、関係機関との連絡調整等の役割を担い、特別支援教育の推進者としての役割が求められる。

具体的には、以下のような活動があげられる。

- 校内委員会の運営
 - ・年間計画の立案
 - ・個別の指導計画の作成、評価、見直し
- 校内の連絡調整
 - ・支援を必要としている児童生徒の把握
 - ・具体的な支援体制作り
- 担任への支援
 - ・情報提供や説明
 - ・悩みを聞き、ともに考える支援
 - ・配慮や支援内容の具体的提言
- 保護者や関係機関との連携・協力
 - ・学級担任や保護者との情報の共有化
 - ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校との連携
- 理解啓発
 - ・校内研修の企画
 - ・保護者等への情報提供 等

コーディネーターが実際に行う活動は、学校種や規模、地域性、どのような立場の教員がコーディネーターに指名されているかなどによって異なる。小学校ではチーム支援の考え方を定着させて担任を支援をすること、中学校では学年を中心とした組織や生徒指導の担当者、教科担任等と連携を図り、既存の組織や仕組みに特別支援教育の考え方を浸透させることが大切である。

(4) 個別の指導計画

個別の指導計画とは、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援ができるよう、学校における教育課程や指導計画を踏まえて、具体的に指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ指導計画

である。担任やコーディネーターが作成し、実態把握→目標の設定→指導内容の選択と手立ての決定→実践→評価→見直しという作業を繰り返す、積み重ねていくことが重要である。

①実態把握

実態把握をするときには、学習面や行動面で、児童生徒の「いいところ＝学校生活で適応しているところ、得意なこと、興味関心など」と「つまづいているところ」を確認する。

担任の観察はもとより、複数の教職員の意見を聞いて多面的に捉えた中に、支援の手立てを考えるときの手がかりが含まれていることがあるので、日頃から丁寧に観察しておくことが肝要である。

なお、実態把握をする際、つまづきの状態を発達障害の判断基準に当てはめて特性を類型化したり、個別の心理検査の結果を分析したりすることのみに終始することがないように留意したい。

②目標の設定

目標を設定する時には、実態把握した中で、優先順位の高い課題を決め、1年後に期待される姿を＜長期目標＞にする。

ここで留意すべきことは、教師のニーズで優先課題を決めたり、できないことをできるようにすることばかりに注目したりしないことである。「障害による特性」や「生まれつき不得意なこと」を改善させるには、時間と労力がかかり、児童生徒にとっても教員にとっても負担を感じる人が多いからである。

したがって、「少し努力すればできそうなこと」や「本人が得意としていて、さらに伸ばしたいこと」を目標に盛り込むようにし、達成感や成就感を共感しながら支援することが大切である。

＜短期目標＞は、＜長期目標＞を達成するため目標を細分化し、現在もある程度できていることで、おおむね3か月程度の期間で確実に実現できそうなことを目標として設定する。

一定期間支援した後、設定した目標が達成できたか評価するので、複数の教員が共通理解し、客観的に評価できるよう具体的に設定しておくことが重要である。

③指導内容の選択と手立ての決定

目標を設定したあと、3か月程度の期間に指導する内容を選択し、目標を達成するための具体的な手立てを考える。手立ては、「一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために～通常の学級における特別支援教育の手引き～平成18年3月 栃木県教育委員会」の例示を参考にされたい。

④実践、評価、見直し

「いつ、どこで、だれが、何を、どのようにかわるのか」を明確にした個別の指導計画をもとに、支援を実践する。

一定期間（学期あるいは3ヶ月程度）支援した後、目標達成に関する評価を行い、指導計画を見直す。

①児童生徒の実態の例

◇学習面

- 歴史に関する知識が豊富である。
- 話や指示を聞き返すことが多い。

◇生活面

- 社会科系の連絡は忘れずにできる。
- こだわると作業をやめられない。



②長期目標の例

◇学習面

- 歴史に関する興味関心を持ち続ける。
- 授業中、注意を集中することができる。

◇生活面

- 社会科系の仕事と保健係の仕事を忘れずにできる。
- 一日の見通しを持って生活し、活動の切り替えができる。



③短期目標の例

◇学習面

- 委員会活動の中で歴史新聞を作成する。
- 15分間、授業に集中できる。

◇生活面

- 保健係りとして健康観察票を毎日保健室に届ける。
- 授業の終わりの時刻を守る。



③指導内容と手立ての例

◇学習面

○好きな歴史上の人物を2人選ばせ、発行日を決めて、委員会活動の時に作成させる。

●説明の前にことばかけをし、注意を喚起させる。

◇生活面

○保健室にチェック表を用意し、届けた時に本人が自己評価できるようにする。

●授業の流れと終わりの時刻を板書し、視覚的に確認できるようにする。



④評価の例

◇学習面

○発行日に間に合うように歴史新聞を作成できた。

●ことばをかけると、10分程度は授業に集中できた。

◇生活面

○初めの頃は忘れることがあり、養護教諭にことばをかけてもらいながら活動し、自分でチェックできた。

●授業の見通しを示したが、好きな作業は何度か指示を繰り返さないと終了できなかった。



④修正の視点

□目標達成の場合

○目標継続・手立ても継続

○目標継続・手立ては改善

○目標の上方修正

○新たな目標の設定

○指導終了

■目標未達成の場合

●目標継続・手立ても継続

●目標継続・手立ては改善

●目標の下方修正

●新たな目標の設定

3 指導の基本的な考え方

(1) 通常の学級における支援

特別支援教育の定義に示されているLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒は、これまで通常の学級のなかで担任の教師等による配慮を受けながら学習や生活をしてきた。発達障害のある児童生徒への対応は、これからも、通常の学級の中での指導を基本としながら、より組織的・計画的であることが求められる。

(2) ニーズに応じた教育

「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育」という考え方は、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成につながるものである。友達との人間関係が作れなかったり、学習のつまずきが克服できなかったりして支援を求めている児童生徒は、どの学校、どの学級にも在籍していると考えることが必要である。

(3) 二次的な障害の予防

発達障害のある児童生徒は、一時的な障害として学習面、行動面、対人関係面でのつまずきがあるが、そのことについての理解が不十分で、周囲の人々の対応が良好でない場合、行動面や心理面などの不適応が生じることがあり、これを二次障害（あるいは二次的な障害）という。

したがって、発達障害児への対応は、つまずきの改善・克服も必要だが、それより通常の学級のなかで自尊感情を高めるような支援が重要であり、児童生徒の心理的な安定を図り、学校生活への適応を向上させることを優先させることが大切である。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うことで、不登校や反抗的な態度を予防する効果も期待できる。

(4) 個を大切にした学級作りと学ぶ力を育む教科指導

特別支援教育を推進することは、日常の教育活動のなかで、教員が学級のすべての児童生徒に対して、「居心地が良い学級」と「わかりやすい学習や生活」という環境を整えることでもある。

特別な教育的ニーズのある児童生徒に対し、個別的な配慮や支援を行うためには、学級の児童生徒一人一人に活躍の場があり、良さが認められる学級であることが基盤である。このように心理的に安定した生活を送れるような学級を作り、その上でわかりやすい学習（授業）や生活環境を整備する。

学習環境の整備としては、座席の工夫、教室環境の工夫、板書や学習プリントの工夫、持ち物への配慮など、学級経営や学習指導の中で取り組めることが数多くある。

生活面では、一日の予定を具体的に示したり、学級全体で守るルールを確認したりして、安心して活動できるような配慮があげられる。

また、係や当番活動、清掃などの手順を丁寧に教え、最後までやり遂げさせることで成功経験を積ませたり、部活動の顧問と協力して部内の人間関係を調整したりして、自信を持たせることなどが考えられる。

このような配慮や指導は、日頃の教育活動の中でこれまでも行われてきたことであるが、学校全体が共通理解して取り組むことにより、一層の成果が期待できる。

(5) 外部との連携協力

校内で体制を整備し、個別の指導計画を作成して支援をしても、なかなか改善が見られないときには、市町教育委員会が行う巡回相談（注 特別支援教育推進事業）を活用し、外部の専門家と協力して支援の方策もある。

また、支援対象の児童生徒の保護者との協力や、他の児童生徒の保護者への啓発も重要なことである。学校の取り組みを丁寧に伝えるとともに、必要な情報を共通理解し、それぞれの役割分担を整理しながら、学校が主体的・計画的に取り組むことが大切である。

なお、外部の機関との連携を進める際には、保護者の了解を得るとともに個人情報の保護と管理に十分留意する。

◇おわりに

現在、特殊教育（障害児教育）から特別支援教育への転換期であることから、それぞれの学校や地域の実情にあった支援体制を構築してい

くことが求められる。学校や教員、保護者のニーズではなく、児童生徒の立場に立った支援を行うことが学校の責務であることを認識しつつ、特別支援教育を推進したい。

※注 特別支援教育推進事業

県教育委員会では、通常の学級に在籍する発達障害児への支援をより充実させるため、平成18年度から本事業を実施している。

この事業では、小・中学校、市町村教育委員会、県教育委員会による段階的な支援体制を整え、県内全域での支援体制を構築することとし、それぞれの役割を整理している。

市町教育委員会は、巡回相談員として指名した教員等を学校に派遣し、学校だけでは対応できない事例について、その学校の教員等を対象にした巡回相談を行っている

県教育委員会は、市町村が行う教員を中心とした巡回相談だけでは対応が十分ではない事例に対して、特別支援教育スーパーバイザーによる助言を行い、児童生徒への支援水準の維持・向上を図っている。また、特別支援学校の教員が巡回相談員として、市町教育委員会が行う巡回相談に参加・協力している。

一人一人の教育的ニーズに応じた支援のために ～通常の学級における特別支援教育の手引き～



平成18年3月
栃木県教育委員会

※本手引きは栃木県教育委員会ホームページからダウンロードすることができる。

